

2007 年 11 月号 目次

【トピックス】

| | |
|--------------------------------------|----|
| ノロウイルス感染症について | 1 |
| ウエストナイルウイルス (WNV) のサーベイランス事業 (最終回) | 5 |
| 横浜市における自殺の現状 - 平成 18 年人口動態統計を用いた解析 - | 6 |
| 養殖魚介類中の抗生物質、合成抗菌剤検査結果 | 9 |
| 中国産魚介類及びはちみつ中の抗生物質、合成抗菌剤検査結果 | 10 |
| 平成 19 年度 屋外プールの水質実態調査 | 12 |
| 緑藻類による屋外プールの濁度基準超過事例 | 13 |

【感染症発生動向調査】

| | |
|-------------------------|----|
| 感染症発生動向調査委員会報告 10 月 | 14 |
| 感染症発生動向調査における病原体検査 10 月 | 17 |

【検査結果】

| | |
|-----------------|----|
| 由来別病原菌検出状況 10 月 | 18 |
| 残留農薬検査 (4~9 月分) | 19 |

【情報提供】

| | |
|-------------------------|----|
| 衛生研究所 WEB ページ情報 (その 44) | 21 |
|-------------------------|----|

ノロウイルス感染症について

ノロウイルス(Norovirus)は、電子顕微鏡で観察される形態学的分類でSRSV(小型球形ウイルス)、あるいはノーウォーク様ウイルス“Norwalk-like viruses”という属名で呼ばれてきたウイルスです。2002年の夏、国際ウイルス命名委員会によってノロウイルスという正式名称が決定され、世界で統一されて用いられるようになりました。

季節的には秋口から春先に発症者が多くなる冬型の胃腸炎、食中毒の原因ウイルスとして知られていません。

< 流行状況 >

全国における感染性胃腸炎の患者数は2006/07シーズンは例年より約4週早く2006年第42週(10月16日～10月22日)から大きく増加し、第50週(12月11日～12月17日)に定点当たり22.8人と1981年の調査開始以来最高のピークとなりました。

横浜市でも、2006年第42週から増加しはじめ、第50週に定点当たり29.6人と1987年の調査開始以来最高のピークとなりました。

< 病原体 >

ノロウイルスはサポウイルス(SV)〔Sapovirus; 旧名称サッポロ様ウイルス(Sapporo-like viruses : SLV)〕と並ぶカリシウイルス科の属名です。

現在、ノロウイルスに属するウイルスはGenogroup I(GI)とGenogroup II(GII)の2つの遺伝子群に分類され、さらにGIIは14、GIIIは17あるいはそれ以上の遺伝子型(genotype)に分類されています。

世界的にGII優位であり、近年特にGII/4型が流行しています。

< ヒトへの感染経路 >

主に経口感染(食品、糞口)です。感染者の糞便・吐物およびこれらに直接または間接的に汚染された物品類、そして食中毒としての食品類(汚染されたカキあるいはその他の二枚貝類の生、あるいは加熱不十分な調理での喫食、感染者によって汚染された食品の喫食、その他)が感染源の代表的なものとしてあげられます。ヒトからヒトへの感染として、ノロウイルスが飛沫感染、あるいは比較的狭い空間などでの空気感染によって感染拡大したとの報告もあります。この場合の空気感染とは、結核、麻疹、肺ペストのような広範な空気感染(飛沫核感染)ではないところから、埃とともに周辺に散らばるような塵埃感染という語の方が正確ではないかと考えています。

< 臨床症状 >

ノロウイルスはヒトに対して嘔吐、下痢などの急性胃腸炎症状を起こしますが、その多くは数日の経過で自然に回復します。潜伏期は1～2日であると考えられています。腹痛、頭痛、発熱、悪寒、筋痛、咽頭痛、倦怠感などを伴うこともあります。特別な治療を必要とせずに軽快しますが、乳幼児や高齢者および体力の弱っている者での嘔吐、下痢による脱水や窒息には注意する必要があります。また、ウイルスは、症状が消失した後も3～7日間ほど患者の便中に排出されるため、2次感染に注意が必要です。

< 予防・治療 >

感染者より排泄された糞便および吐物は、感染性であり注意が必要です。下水より汚水処理場に至ったウイルスの一部は浄化処理をかいくり、河川に排出され、海でカキなどの二枚貝類の中で濃縮されます。汚染されたこれらの貝類を生のまま、あるいは十分加熱しないまま食べると、再びウイルスは人体に戻り、感染を繰り返します。一般に、加熱した食品であればウイルスは完全に失活するので問題はありませんが、サラダなど加熱調理しないで食する食材が感染源となります。例えば、汚染された貝類を調理した手や包

丁・まな板などから、生食用の食材に汚染が広がる可能性があります。また最近の報告では、ノロウイルスの感染者を看護や世話をする機会に、患者の吐物、便などから直接感染するヒト-ヒト間の感染があることも明らかにされています。

糞口感染するウイルスであるので、食品衛生上の対策としては、食品の取り扱いに際して入念な手洗いなど衛生管理を徹底すること、食品取扱者には啓発、教育を十分に行う事が大切です。

身近な感染防止策として手洗いの励行は重要です。また吐物など、ウイルスを含む汚染物の処理にも注意が必要です。粒子は胃液の酸度(pH3)や飲料水に含まれる程度の低レベルの塩素には抵抗性を示します。また温度に対しては、60℃程度の熱には抵抗性を示します。したがってウイルス粒子の感染性を不活化するには、次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度約200~1000ppmが有効)などで消毒するか、85℃以上で少なくとも1分以上加熱する必要があるとされています。

治療としてはノロウイルスの増殖を抑える薬剤はなく、整腸剤や痛み止めなどの対症療法のみです。

<横浜市における病原体の検出>

横浜市におけるノロウイルスGII/4変異株の流行 (2006年10月-2007年3月)¹⁾

-集団発生事例(流行の特徴)-

2006年10月から2007年3月の間に、横浜市内で発生したノロウイルスによる胃腸炎の集団事例は87事例でした。

推定感染経路別では、人⇒人伝播の疑いによるものが全事例の93%(81事例)を占め、調理従事者を介した食品媒介疑いのものは7%(6事例)でした。

感染場所別および遺伝子型別の内訳を図に示しました。

感染場所別では、高齢者施設が59事例と最も多く報告されています。

遺伝子型別では、87事例中84事例からノロウイルスGII型(GII/2が3事例、GII/3が4事例、GII/4が76事例、GII/5が1事例)が検出され、GII/4が全体の87%を占めていました。また、高齢者施設での集団発生事例では、検出できなかった2事例を除くと、全てGII/4によるものでした。

さらに、食品媒介疑いの事例については、調理従事者1人あるいは複数人の便検体からノロウイルスGII型が検出されました。かつて見受けられたカキ関連の食中毒は認められませんでした。

横浜市内で検出された2006/07シーズンのGII/4型を2004/05および2005/06シーズンのGII/4型と比較した結果、2006/07シーズンのGII/4型は異なるクラスターを形成していました。FBVE Network²⁾のサーベイランスレポートによると、ヨーロッパでは2005/06シーズンに2つの新しいGII/4変異株(GII/4 2006a, GII/4 2006b)が出現し、2006年夏に主流となったことが報告されています。FBVE Networkのノロウイルスデータベース(quicktyping Region C 280b)を用いてキャプシド遺伝子領域の塩基配列を比較すると、2006/07シーズンに横浜市内で流行したGII4型はGII/4 2006b変異株に属していました。

このことから、GII/4 2006b変異株によるノロウイルスの流行が横浜市内で起こっていたことが確認されました。

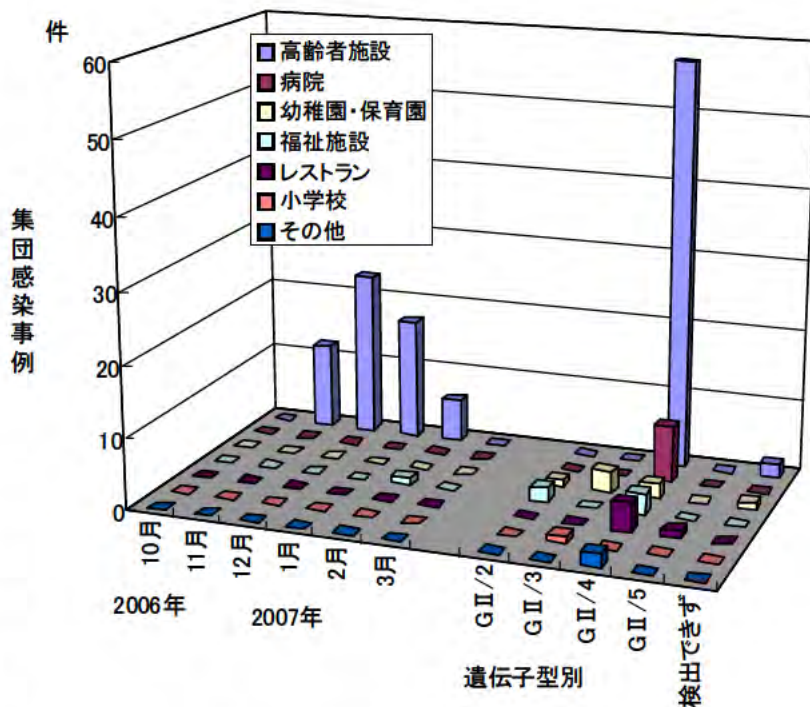


図 横浜市内におけるノロウイルス集団感染事例 (2006.10-2007.3)の感染場所および遺伝子型の内訳

修学旅行時に発生したサポウイルスによる集団食中毒事例³⁾

2007年5月には、修学旅行時に感染性胃腸炎症状を呈する集団食中毒が発生しました。

食中毒菌およびノロウイルスGI、GIIについて検査を行ったところ、陰性であり、サポウイルス(SV)について、リアルタイムPCR法により検査を行ったところ、SV genogroup 型が検出されました。SVは、嘔吐下痢症の起因ウイルスの一つで、主に乳幼児で流行を起こすことが知られており、ノロウイルスと同様に大規模な集団食中毒の原因になりうるということが判明しました。今後の食中毒原因調査では、SVを食中毒の一つの要因として考慮する必要があると思われます。

- 1) New Variant of Norovirus GII/4 Strains Prevalent in Yokohama City, October 2006-March 2007. Jpn J Infect Dis. 2007 Sep;60(5):323-4
- 2) Kroneman, A., Vennema, H., Harris, J., et al. (2006): Increase in norovirus activity reported in Europe. EuroSurveillance Wkly., 11(14 Dec., 2006).
<http://www.eurosurveillance.org/ew/2006/061214.asp>
- 3) 国立感染症研究所 病原微生物検出情報 Vol.28 No.10 (2007.10)
<http://idsc.nih.go.jp/iasr/28/332/dj332d.html>

わが国のノロウイルスに関する統計調査には次の3つがあります。これらのデータはいずれも、日本ではノロウイルス感染症が12月から3月をピークにして全国的に流行していることを示しています。

(1) 食中毒統計 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/index.html> 発生状況)

医師の届出によって保健所が調査し、厚生労働省にウイルス性食中毒として報告されており、我が国における集団食中毒がほぼ捉えられています。

平成18年の食中毒発生状況によると、ノロウイルスによる食中毒は、事件数は総事件数1,491件のうち499件(33.5%)で、患者数は総患者数39,026人のうち27,616(70.8%)と、総事件数、総患者数に占める割合は、平成17年の約2倍で、病因物質別における、発生件数、患者数はともに、第1位でした。

(2) 感染症発生動向調査(週報) (<http://idsc.nih.go.jp/idwr/index.html>)

感染性胃腸炎は感染症法の五類感染症定点把握疾患で、全国約3,000か所の小児科定点医療機関から報告され、冬季の感染性胃腸炎関連ウイルスとして集計されています。感染性胃腸炎の報告にあたって原因病原体の特定は求められていないため、すべてが同一の病原体によるものとは断定できませんが、同一症状を呈する疾患の動向は把握できます。

(3) 病原微生物検出情報(月報) (<http://idsc.nih.go.jp/iasr/index-j.html>)

全国の地方衛生研究所と検疫所から送られる最新の病原体検出報告に基づき、ノロウイルスであることが確認されたものが集計されています。散发例およびウイルスに起因する集団発生からのノロウイルス検出が捉えられています。

< 参考資料 >

全般事項

- ・「ノロウイルス感染症・食中毒 -強い感染力。二次感染に注意を！ -」(横浜市旭区)
http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/fukushihoken/noro_virus.html
- ・「ノロウイルス対策」(横浜市青葉区)
<http://www.city.yokohama.jp/me/aoba/noro/>
- ・「この冬は健康に過ごそう！ ~インフルエンザとノロウイルスの予防法~」(横浜市西区)
<http://www.city.yokohama.jp/me/nishi/profile/pi/h1812.html>

- ・「ノロウイルス食中毒 ～ 冬も食中毒にご用心」（横浜市磯子区）
<http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/seikatsu/norovirus.html>
- ・「冬の食中毒！？ 感染性胃腸炎ノロウイルスにご注意を！」（横浜市保土ヶ谷区）
<http://www.city.yokohama.jp/me/hodogaya/anzen/norovirus.html>
- ・「ノロウイルス対策」（横浜市保土ヶ谷区）
http://www.city.yokohama.jp/me/hodogaya/bunyabetu/fukusi/noro_index.html
- ・「ノロウイルス食中毒対策について」（厚生労働省 2007年10月12日）
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/10/s1012-5.html>
- ・ノロウイルスに関するQ&A(厚生労働省)(PDF)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/dl/040204-1.pdf>
- ・「ノロウイルス感染症」（国立感染研究所 感染症情報センター）
<http://idsc.nih.go.jp/disease/norovirus/index.html>
- ・ノロウイルス感染症とその対応・予防(家庭等一般の方々へ)（国立感染症研究所 感染症情報センター）
<http://idsc.nih.go.jp/disease/norovirus/taio-a.html>
- ・ノロウイルス感染症とその対応・予防(医療従事者・施設スタッフ用)（国立感染症研究所 感染症情報センター）
<http://idsc.nih.go.jp/disease/norovirus/taio-b.html>
- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルス対応標準マニュアル」（東京都）
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/micro/noro_manual.html

吐物処理手順

- ・吐物処理の手順(東京都)(PDF)
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/noro/tobutsusuyori.pdf>

【 感染症・疫学情報課 & 検査研究課 ウイルス担当 】

ウエストナイルウイルス(WNV)のサーベイランス事業(最終回)

平成19年度もウエストナイル熱対策事業の一環として、横浜市内の蚊が保有するウエストナイルウイルスのサーベイランスを6月から開始してきましたが、今回が今年度報告の最終回となります。

1999年に米国で初めて確認されたウエストナイル熱はハワイとアラスカ2州を除く全米に流行が拡大しましたが、2002年から2006年までの感染者(死者)は、4,156人(284人)、9,862人(264人)、2,539人(100人)、3,000人(119人)、4,269人(177人)と2004年を底に再度増加傾向がみられます。また、2007年は、感染者3,265人、死者92人の報告(11月6日現在)となっています。

このウイルスは[鳥 蚊 人]の間で感染するので、市内における蚊及び鳥類(カラス)のサーベイランスを行い、情報の収集及び市民への情報提供を行っており、今年で5年目になります。

衛生研究所では蚊の種類の同定および蚊とカラスから同ウイルス遺伝子の検出を行っています。

今年度の同事業における20箇所の採集場所については昨年度から変更がありません。なお、今年度は鶴見区の独自事業(昨年度は大黒町スポーツ広場)は中止となりました。

蚊におけるウエストナイルウイルス遺伝子の検査結果は、検査期間中の全ての検体で陰性でした。

1 蚊の採集数とWNV遺伝子の検査結果

| 区名 | トラップ設置公園 | 住所 | 年間設定回数 | | | | | | | | | | 合計 | 内 訳 | | | | | |
|-------------------|----------|------------|--------|------|-------|------|-----|-----|-----|-------|------|------|------|------|-----|------|---------|---------|--------|
| | | | 2007年 | | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | | 2月 | 3月 | アカイカ | ヒトスジシマカ | コガタアカイカ | ヤマトヤブカ |
| 環境創造局(公園)トラップ設置場所 | | | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | | | | |
| 1 鶴見 | 馬場花木園 | 馬場2-20-1 | 90 | 152 | 305 | 587 | 88 | 9 | 18 | 72 | 187 | 1321 | 28 | 1164 | 1 | 21 | 107 | | |
| 2 神奈川 | 三ツ沢公園 | 三ツ沢西町3-1 | 64 | 151 | 381 | 544 | 115 | 13 | 12 | 90 | 230 | 1370 | 12 | 1355 | 0 | 1 | 2 | | |
| 3 西 | 野毛山公園 | 老松町63-10 | 58 | 73 | 29 | 27 | 3 | 0 | 1 | 2 | 6 | 193 | 147 | 39 | 1 | 5 | 1 | | |
| 4 中 | 根岸森林公園 | 根岸台 | 87 | 95 | 129 | 59 | 24 | 6 | 1 | 7 | 38 | 408 | 258 | 120 | 4 | 25 | 1 | | |
| 5 南 | 清水ヶ丘公園 | 清水が丘73-1 | 43 | 68 | 97 | 156 | 15 | 16 | 8 | 24 | 63 | 427 | 24 | 365 | 2 | 33 | 3 | | |
| 6 港南 | 久良岐公園 | 上大岡東3-12-1 | 4 | 17 | 60 | 58 | 0 | 3 | 0 | 1 | 4 | 143 | 4 | 101 | 1 | 0 | 37 | | |
| 7 保土ヶ谷 | 横浜市児童遊園地 | 狩場町213 | 43 | 49 | 52 | 82 | 46 | 41 | 2 | 54 | 143 | 369 | 81 | 59 | 1 | 22 | 206 | | |
| 8 旭 | こども自然公園 | 上大池町65 | 9 | 29 | 31 | 33 | 2 | 0 | 0 | 1 | 3 | 105 | 40 | 50 | 5 | 4 | 6 | | |
| 9 磯子 | 根岸なつかし公園 | 下町86 | 49 | 31 | 44 | 40 | 15 | 4 | 0 | 3 | 22 | 186 | 57 | 115 | 3 | 7 | 4 | | |
| 10 金沢 | 長浜公園 | 長浜106-6 | 35 | 36 | 88 | 29 | 34 | 8 | 17 | 9 | 68 | 256 | 36 | 213 | 2 | 1 | 4 | | |
| 11 港北 | 岸根公園 | 岸根町725 | 29 | 64 | 45 | 43 | 28 | 5 | 3 | 6 | 42 | 223 | 126 | 92 | 0 | 1 | 4 | | |
| 12 緑 | 霧が丘公園 | 霧が丘5-24 | 5 | 7 | 28 | 16 | 6 | 4 | 0 | 5 | 15 | 71 | 2 | 54 | 0 | 10 | 5 | | |
| 13 青葉 | 桜台公園 | 桜台42 | 7 | 24 | 123 | 79 | 2 | 4 | 8 | 12 | 26 | 259 | 126 | 125 | 3 | 0 | 5 | | |
| 14 都筑 | 都筑中央公園 | 茅ヶ崎中央57 | 8 | 41 | 33 | 30 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 | 118 | 26 | 60 | 3 | 20 | 9 | | |
| 15 戸塚 | 舞岡公園 | 舞岡町1703 | 10 | 28 | 13 | 73 | 20 | 27 | 0 | 12 | 59 | 183 | 9 | 63 | 1 | 9 | 101 | | |
| 16 栄 | 飯島わんわん公園 | 飯島町2908-2 | 8 | 24 | 23 | 49 | 54 | 40 | 4 | 14 | 112 | 216 | 14 | 187 | 0 | 5 | 10 | | |
| 17 泉 | 泉中央公園 | 和泉町3026-1 | 7 | 38 | 68 | 25 | 13 | 9 | 0 | 2 | 24 | 162 | 4 | 107 | 0 | 4 | 47 | | |
| 18 瀬谷 | 瀬谷狹谷公園 | 阿久和西3-52-6 | 15 | 13 | 55 | 36 | 4 | 7 | 0 | 5 | 16 | 135 | 0 | 39 | 0 | 50 | 46 | | |
| 港湾局トラップ設置場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 中 | シンボルタワー | 本牧埠頭1-16 | 93 | 413 | 211 | 118 | 51 | 43 | 14 | 125 | 233 | 1068 | 891 | 78 | 97 | 0 | 2 | | |
| 20 鶴見 | 大黒中央公園 | 大黒埠頭1 | 32 | 148 | 68 | 222 | 104 | 26 | 37 | 25 | 192 | 662 | 162 | 489 | 8 | 3 | 0 | | |
| 中区独自事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 中 | 横浜公園 | 横浜公園 | 23 | 85 | 97 | 34 | 41 | 7 | 20 | 13 | 81 | 320 | 224 | 88 | 7 | 1 | 0 | | |
| 22 中 | 本牧市民公園 | 三ヶ谷59 | 41 | 142 | 300 | 66 | 0 | 31 | 7 | 33 | 71 | 620 | 20 | 592 | 4 | 1 | 3 | | |
| 総 計 | | | 760 | 1728 | 2280 | 2406 | 670 | 304 | 152 | 515 | 1641 | 8815 | 2291 | 5555 | 143 | 223 | 603 | | |
| 蚊の種類 | 回数 | 1~3 | 4~8 | 9~12 | 13~16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 17~20 | 合計 | | | | | | | | |
| アカイカ | | 372 | 745 | 493 | 219 | 170 | 63 | 60 | 169 | 462 | 2291 | | | | | | | | |
| ヒトスジシマカ | | 276 | 772 | 1587 | 1953 | 426 | 174 | 85 | 282 | 967 | 5555 | | | | | | | | |
| コガタアカイカ | | 5 | 80 | 10 | 38 | 3 | 5 | 2 | 0 | 10 | 143 | | | | | | | | |
| ヤマトヤブカ | | 82 | 61 | 40 | 17 | 9 | 7 | 0 | 7 | 23 | 223 | | | | | | | | |
| その他 | | 25 | 70 | 150 | 179 | 62 | 55 | 5 | 57 | 179 | 603 | | | | | | | | |
| 総 計 | | | 760 | 1728 | 2280 | 2406 | 670 | 304 | 152 | 515 | 1641 | 8815 | | | | | | | |
| WNV遺伝子の検出結果 | | | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) | | | | | | | | |

(備考) 蚊の種類の中には、キンバラナガハシカ等が含まれる

2 カラスの検体

本検査情報8月号(その2)で報告した平成19年8月1日(ハト3羽)以降の検査依頼はありません。

【 ウィルス担当・医動物担当 】

横浜市における自殺の現状

－平成 18 年人口動態統計を用いた解析－

日本の自殺者数は、平成 10 年に一挙に 8,000 人余り増加して 3 万人を越え、その後も高い水準が続いています。平成 18 年 10 月、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図るため、「自殺対策基本法」(表 1)が施行されました。また、この法に基づき、平成 19 年 6 月には、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」(以下、「大綱」)が策定されました。横浜市でも自殺対策に係る市内の密接な連携と協力により、自殺対策の推進を図るため、本年 9 月から横浜市市内自殺対策連絡会議が設置されています。

表 1 自殺対策基本法の基本理念

- ・ 個人的な問題としてとらえるべきものではなく、背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施
- ・ 自殺の実態に即して実施
- ・ 事前予防、危機への対応及び事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施
- ・ 関係する者の相互の密な連携の下に実施

表 2 当面の重点施策(9 項目)

- 平成 28 年までに、平成 17 年の自殺死亡率を 20%以上減少させることを目標とする
- ・ 自殺の実態を明らかにする
 - ・ 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
 - ・ 早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する
 - ・ 心の健康づくりを進める
 - ・ 適切な精神科医療を受けられるようにする
 - ・ 社会的な取り組みで自殺を防ぐ
 - ・ 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
 - ・ 遺された人の苦痛を和らげる
 - ・ 民間団体との連携を強化する
- (自殺総合対策大綱 内閣府)

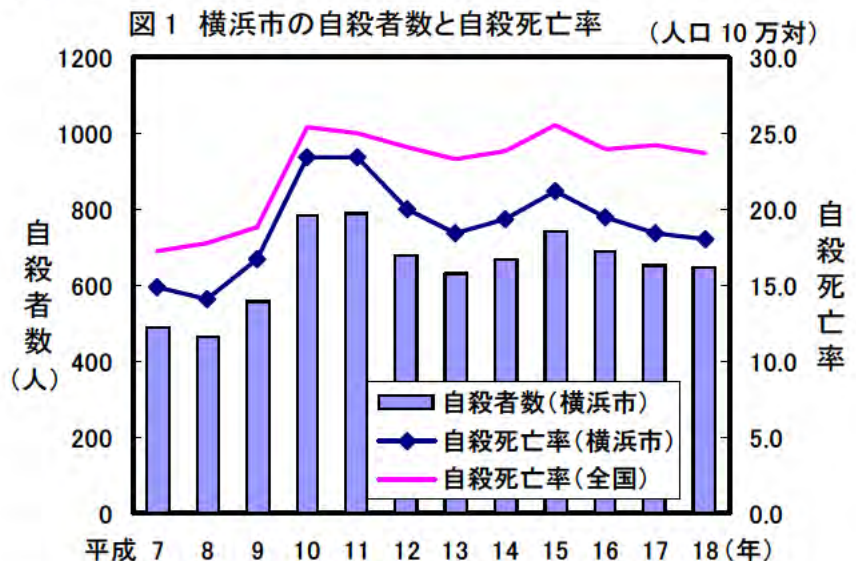
大綱では、自殺を予防するための当面の重点施策(表 2)の一つとして、「自殺の実態を明らかにする」ことを挙げています。横浜市衛生研究所では、人口動態統計等を解析し得られた自殺の現状を、積極的に連絡会議へ提供するとともに、WEB ページを介して市民へも提供していきたいと考えています。

今回は、平成 18 年人口動態統計を解析したので報告します。

1 自殺者数、自殺死亡率の推移

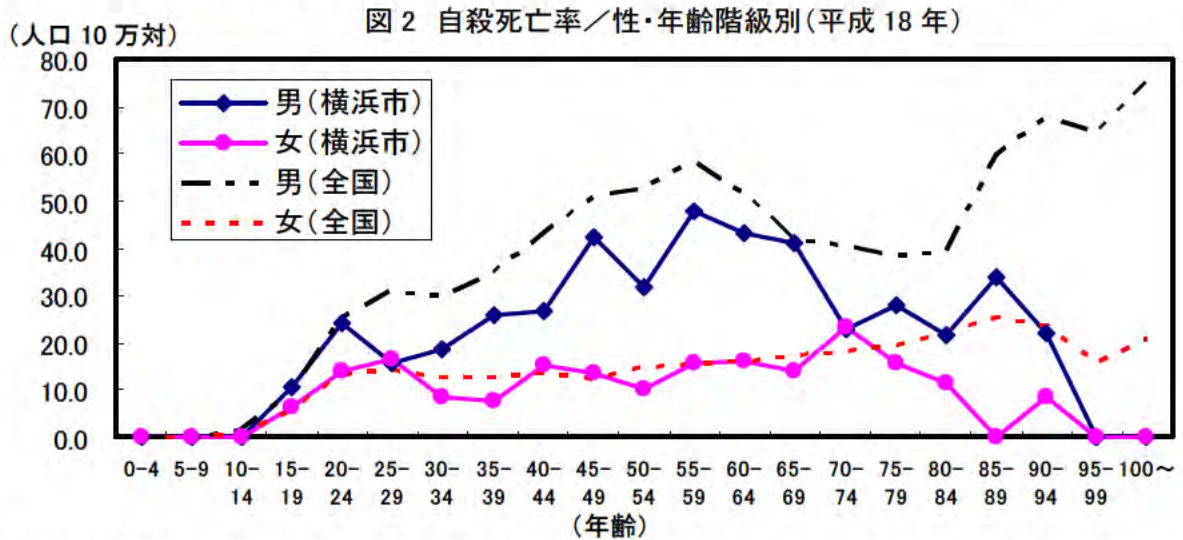
横浜市の自殺者数は、全国と同様に平成 10 年(784 人)に急増し、その後現在まで年間 600 人以上で推移しています(図1)。平成 18 年の自殺者数は 645 人(死因順位:第 6 位)でした。

また、自殺死亡率(人口 10 万対)は、全国と比べ低い値ではあるものの、平成 10 年(23.4)に急激に上昇し、現在でも自殺者数の急増前である平成 9 年の自殺死亡率(16.8)より高い値で推移しています。平成 18 年の自殺死亡率は、全国 23.7 横浜市 18.0 でした。

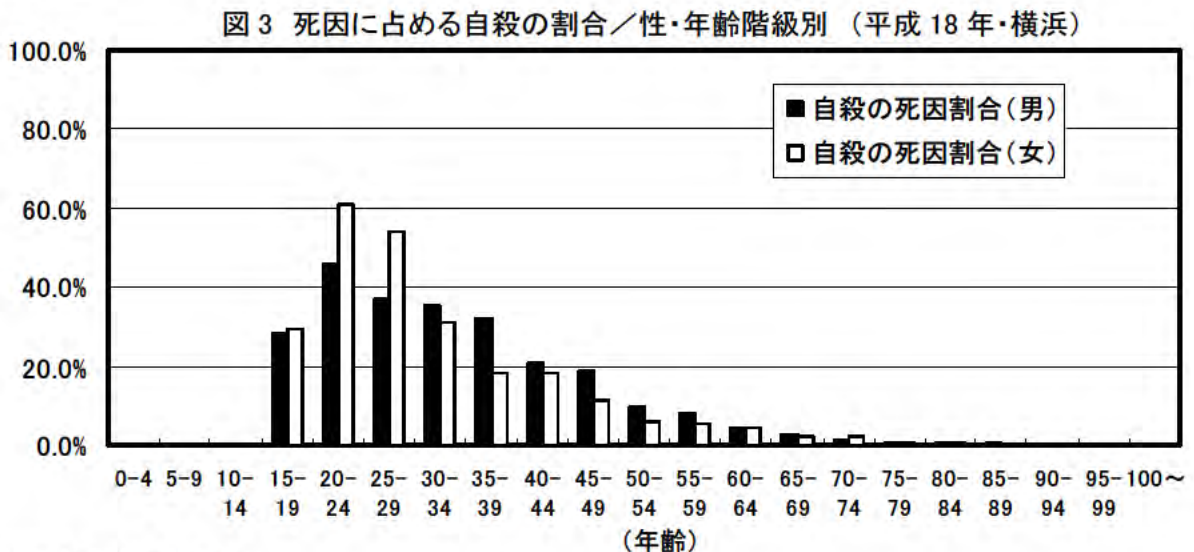


2 性・年齢階級別の自殺死亡率と死因割合

平成18年の横浜市における男性の自殺死亡率は、55～59歳がピーク(48.0)で、他の年齢階級に比べ、40歳代後半と50歳代後半から60歳代の自殺死亡率が高く観察されました(図2)。一方、女性では目立ったピークは認められませんでした。



また、年齢階級別の総死亡数に自殺が占める割合(死因割合)をみると、男女ともに10歳代後半から30歳代に高く認められ、20～24歳においては男性45.8%、女性60.9%でした(図3)。また、20歳代までは男性より女性の方が自殺の死因割合が高く、30歳代からは男性の方が女性より自殺の死因割合が高い傾向がみられました。



3 自殺による社会的損失

若年層(65歳以下)が自殺で死亡することによる社会的損失を、潜在的余命損失年数(PYLL)*率で確認しました。

平成18年の横浜市における自殺のPYLL率(人口千対)は、全国(男性:6.3 女性:2.4)と比較すると低く、男性4.7、女性2.3でした。横浜市の死因順位第1位～第5位のPYLL率と比較すると、死因順位第6位である自殺は、男性、女性ともに死因順位第1位の悪性新生物(男性6.2 女性5.2)よりは低いものの、死因順位第2位以下の死因よりは高く、自殺が大きな社会的損失を与えていることが考えられました。

なお、平成18年の横浜市の死因順位は、第1位 悪性新生物、第2位 心疾患(高血圧性疾患を除く)、第3位 脳血管疾患、第4位 肺炎、第5位 不慮の事故でした。

表 3 PYLL 率(平成 18 年)

| | 自殺 | | 悪性新生物 | 心疾患 (高血圧性疾患を除く) | 脳血管疾患 | 肺炎 | 不慮の事故 |
|---|-----|-----|-------|--------------------|-------|-----|-------|
| | 全国 | 横浜市 | 横浜市 | | | | |
| 男 | 6.3 | 4.7 | 6.2 | 3.3 | 1.9 | 0.4 | 2.4 |
| 女 | 2.4 | 2.3 | 5.2 | 0.9 | 0.8 | 0.2 | 0.9 |

※ 潜在的余命損失年数(Potential Years of Life Lost;PYLL)

集団における特定年齢より前の死亡(若年死亡)が社会に与える損失を示すもので、より若年で死亡した場合ほど強調されます。特定年齢には、65歳と平均寿命の2つが主に使われます。算出方法は、まず、特定年齢より若い各年齢階級の年齢中央値を求め、特定年齢から各階級の年齢中央値を引きます。次に、この値に各階級の死亡数をかけて各階級のPYLLを求め、それらを総和することで、集団のPYLLが求まります。

地域間でPYLLを比較する場合は、人口規模を考慮する必要があるため、PYLLを特定年齢未満の人口で割った値(PYLL率)を比較します。

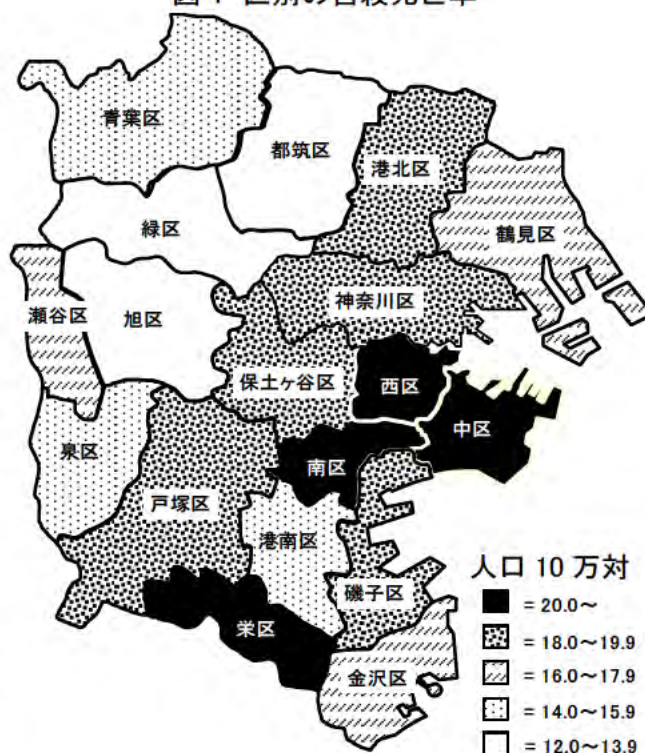
4 区別の自殺死亡率

平成 18 年の区別の自殺死亡率(人口 10 万対)は、12.0～35.7 で、中区(35.7) 栄区(25.0) 南区(23.9)西区(22.3)で高く、旭区(12.0)緑区(12.3)都筑区(12.8)で低い傾向がみられました(図 4)。

5 参考資料

- ・ 自殺対策ホームページ
(内閣府の自殺対策の専用ホームページです。)
<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/index.html>
- ・ 国立精神・神経センター「自殺予防総合対策センター」
(自殺対策基本法、自殺総合対策大綱等の情報を得ることができます。)
<http://www.ncnp.go.jp/ikiru-hp/index.html>
- ・ 横浜市人口動態統計資料
(横浜市健康福祉局が毎年発行している「横浜市保健統計年報(旧:横浜市衛生年報 統計・資料編)」に掲載されている人口動態統計情報を抜粋したものです。エクセルファイル形式でダウンロードできます。)
http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/eiken/health_inf/content1/health_stat/index.html
- ・ 横浜市統計ポータルサイト
(人口、物価、財政等、横浜市の統計情報を得ることができます。エクセルファイル形式でダウンロードできます。)
<http://www.city.yokohama.jp/me/stat/index.html>

図 4 区別の自殺死亡率



【感染症・疫学情報課】

養殖魚介類中の抗生物質、合成抗菌剤検査結果

平成19年7月に食品専門監視班が収去した、市内流通のうなぎ目魚類(ウナギ2件)、さけ目魚類(ぎんざけ2件、トラウトサーモン1件、ニジマス2件)、すずき目魚類(ブリ2件、マダイ1件)の計10件について、抗生物質3項目及び合成抗菌剤28項目の検査を行いました。その結果表に示したように、いずれの項目も不検出でした。今回の検査において原料が輸入品であったものはウナギ1件(台湾産)、トラウトサーモン1件(チリ産)で、その他のものは国内産でした。

表 養殖魚介類の検査結果

| 項目名 | 検出限界 | 食品名 (カッコ内の数字は基準値) | | |
|-------------------------|-------|-------------------|-------------|-------------|
| | | うなぎ目<2件> | さけ目<5件> | すずき目<3件> |
| 【抗生物質】 | | | | |
| オキシテトラサイクリン | 0.02 | N.D. (0.2) | N.D. (0.2) | N.D. (0.2) |
| クロルテトラサイクリン | 0.03 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| テトラサイクリン | 0.02 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| 【合成抗菌剤】 | | | | |
| エンロフロキサシン(シプロフロキサシンを含む) | 0.005 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| オキシリニック酸 | 0.01 | N.D. (0.05) | N.D. (0.05) | N.D. (0.05) |
| オフロキサシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| オルビフロキサシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| オルメトプリム | 0.02 | N.D. (0.1) | N.D. 0.1 | N.D. (*) |
| クロビドール | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| サラフロキサシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (0.03) | N.D. (*) |
| ジフロキサシン | 0.01 | N.D. (0.3) | N.D. (0.3) | N.D. (0.3) |
| スルファキノキサリン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファジアジン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. 0.1 | N.D. (*) |
| スルファジミジン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファジメトキシシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. 0.1 | N.D. (*) |
| スルファドキシシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファピリジン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファメトキサゾール | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファメトキシピリダジン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファメラジン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファモノメトキシシン | 0.01 | N.D. (0.1) | N.D. (0.1) | N.D. (0.1) |
| ダノフロキサシン | 0.01 | N.D. (0.1) | N.D. (0.1) | N.D. (0.1) |
| チアンフェニコール | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (0.02) |
| トリメトプリム | 0.02 | N.D. (0.05) | N.D. (0.08) | N.D. (0.05) |
| ナリジクス酸 | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| ノルフロキサシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| ピリメタミン | 0.02 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| ピロミド酸 | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| フルメキン | 0.01 | N.D. (0.6) | N.D. (0.5) | N.D. (0.04) |
| フロルフェニコール | 0.01 | N.D. (0.2) | N.D. (0.2) | N.D. (0.03) |
| マルボフロキサシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |

単位:ppm N.D.:不検出 *「検出されないこと」

<< 魚介類の残留基準について >>

平成18年5月29日からポジティブリスト制度が導入され、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の基準値が大きく変わりました。これに伴い、従来はすべて同じであった魚介類の基準値が「目」によって細分化され、それぞれ異なった基準値が適用されます。

【 微量汚染物担当 】

中国産魚介類及びはちみつ中の抗生物質、合成抗菌剤検査結果

今夏、中国産水産食品の安全性について、不安の高まる事例が国内で複数確認されました。これを受けて、平成19年8月に食品専門監視班が収去した、すずき目魚類2件(赤魚、サバ)、甲殻類1件(エビ)、その他の魚介類1件(イカ)及び魚介加工食品3件(ボイルあさり、うなぎ長焼き、ボイル小柱)について、抗生物質4項目及び合成抗菌剤29項目の検査を行いました。また、はちみつ3件について抗生物質2項目の検査を行いました。その結果、表1及び表2に示したように、いずれの項目も不検出でした。

表1 魚介類及び魚介加工食品の検査結果

| 項目名 | 検出限界 | 食品名 (カッコ内の数字は基準値) | | | |
|--------------------------------|--------|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| | | すずき目<2件> | 甲殻類<1件> | 他魚介類<1件> | 加工食品<3件> |
| 【抗生物質】 | | | | | |
| オキシテトラサイクリン | 0.02 | N.D. (0.2) | N.D. (0.2) | N.D. (0.2) | N.D. (*) |
| クロルテトラサイクリン | 0.03 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| テトラサイクリン | 0.02 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| クロラムフェニコール | 0.0005 | N.D. (N.D.) | N.D. (N.D.) | N.D. (N.D.) | N.D. (N.D.) |
| 【合成抗菌剤】 | | | | | |
| エンフロキサシン (シプロフロキサシンを含む) | 0.005 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| オキシリニック酸 | 0.01 | N.D. (0.05) | N.D. (0.03) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| オフロキサシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| オルビフロキサシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| オルメトプリム | 0.02 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| クロピドール | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| サラフロキサシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| ジフロキサシン | 0.01 | N.D. (0.3) | N.D. (0.3) | N.D. (0.3) | N.D. (*) |
| スルファキノキサリン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファジアジン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファジミジン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファジメトキシシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファドキシシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファピリジン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファメトキサゾール | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファメトキシピリダジン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファメラジン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| スルファモノメトキシシン | 0.01 | N.D. (0.1) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| ダノフロキサシン | 0.01 | N.D. (0.1) | N.D. (0.1) | N.D. (0.1) | N.D. (*) |
| チアンフェニコール | 0.01 | N.D. (0.02) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| トリメトプリム | 0.02 | N.D. (0.05) | N.D. (0.05) | N.D. (0.05) | N.D. (*) |
| ナリジクス酸 | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| ノルフロキサシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| ピリメタミン | 0.02 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| ピロミド酸 | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| フルメキン | 0.01 | N.D. (0.04) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| フロルフェニコール | 0.01 | N.D. (0.03) | N.D. (0.1) | N.D. (0.1) | N.D. (*) |
| マルボフロキサシン | 0.01 | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) | N.D. (*) |
| マラカイトグリーン (ロイコマラカイトグリーンを含む) | 0.002 | N.D. (N.D.) | N.D. (N.D.) | N.D. (N.D.) | N.D. (N.D.) |

単位: ppm N.D.: 不検出 *: 検出されないこと

表2 はちみつの検査結果

| 項目名 | 検出限界 | はちみつ(カッコ内の数字は基準値) |
|--|--------|-------------------|
| 【抗生物質】 | | |
| オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、 テトラサイクリンの和 | 0.03 | N.D. (0.3) |
| クロラムフェニコール | 0.0005 | N.D. (N.D.) |

単位:ppm N.D.:不検出

<<マラカイトグリーンについて>>

マラカイトグリーンは、緑色の合成色素として絹・羊毛・黄麻・革・綿・紙等の染色に使用されており、その名前は鉱物のマラカイト(孔雀石)に似た色であることに由来しています。

核酸塩基と親和性を持つ構造から、発がん性が疑われる物質との類似性が指摘され、近年食用動物への使用が制限されてきています。我が国では、合成抗菌剤として観賞魚の水カビ病の治療などに使用されていますが、養殖水産動物への使用は禁止されています。また、欧州等の諸外国においても、養殖水産動物への使用は禁止されています。

食品衛生法上の規制としては、主な代謝物のロイコマラカイトグリーンとの和として「不検出」と定められていますが、輸入うなぎ加工品や輸入サバ加工品等からの検出事例¹⁾が報告されており、問題となっています。

- 1) 厚生労働省輸入食品監視業務ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/1-4/0707.html>

【 微量汚染物担当 】

平成19年度 屋外プールの水質実態調査

横浜市18区内の屋外プールにおける衛生管理状況の把握を目的として、屋外プールの水質検査を行いました。

1 対象施設及び試料

(1) 対象施設: 屋外プール52施設

(2) 採水日: 平成19年7月18日から8月14日

(3) 試料: 大プール64面*¹、小プール40面*²、その他のプール(スライダープール、流水プール、変形プール)3面*³ の計107面

*1 理化学検査は1面1試料、細菌検査は1面の中央及び対角線両端の3試料を(一部中央のみ)採水

*2 理化学検査は1面1試料、細菌検査は1面1試料を採水

*3 規模に応じて採水



2 検査項目

(1) 福祉保健センター現場検査項目: 遊離残留塩素濃度(以下残留塩素)、pH、水温*⁴

(2) 衛生研究所検査項目: 過マンガン酸カリウム消費量、濁度、一般細菌、大腸菌群

*4 水質基準項目外

3 検査方法

厚生労働省通知「遊泳用プールの衛生基準について」に定める方法に準じました。

4 検査結果

検査結果を表1に示しました。水質基準を超過した試料は、大プール18面、小プール6面、その他のプール1面でした。基準超過項目と試料面は、残留塩素が22面、一般細菌が5面、大腸菌群が3面、濁度が1面でした。pHと過マンガン酸カリウム消費量は基準を超えたプールはありませんでした。残留塩素は0.4mg/L未満が22面20.6%、1.0mg/L以上が32面(大プールで15面、小プールで17面)29.9%で、望ましい範囲にあったのは、49.5%でした。約半数のプールが望ましい範囲に濃度調節ができていないことがわかりました。一般細菌の基準超過した試料は、5面15試料ありました。そのうち、4面14試料は2施設に集中していました。一般細菌の基準超過した試料のうち、残留塩素が基準に達していなかったのは7試料(46.7%)でした。大腸菌群の基準超過の3面3試料に対応する残留塩素は、0.1~0.4mg/Lと低い値でした。また、濁度が1度以上の場合、一般細菌と過マンガン酸カリウム消費量の値も、基準値以下でしたが高い傾向がみられました。

表1 屋外プール水質検査結果

| 検査項目 | 基準超過 (超過面数/検査面数) | | | 水質基準 |
|---------------|---------------------|------|-----|----------------------------|
| | 大プール | 小プール | その他 | |
| 残留塩素* | 17/64 | 4/40 | 1/3 | 0.4mg/L以上 (1.0mg/L以下が望ましい) |
| 一般細菌 | 3/64 | 2/40 | 0/3 | 200cfu/mL以下であること |
| 大腸菌群 | 3/64 | 0/40 | 0/3 | 検出されないこと |
| pH | 0/64 | 0/40 | 0/3 | 5.8以上8.6以下であること |
| 過マンガン酸カリウム消費量 | 0/64 | 0/40 | 0/3 | 12mg/L以下であること |
| 濁度 | 1/64 | 0/40 | 0/3 | 2度以下であること |

*残留塩素については基準に達していない面数

【 水質担当 】

緑藻類による屋外プールの濁度基準超過事例

平成19年度の屋外プール水質検査の中で、濁度が基準超過した珍しい1事例がありましたので、紹介します。

＜ 濁度とは・・・ ＞

水の濁りのことで、汚れの指標のひとつです。河川や湖では水そのものの汚れ具合を、水道水では浄水処理や配水過程の不具合を見ることが出来ます。原因物質としては、土砂、鉄分などが不溶性の粒子になったもの、プランクトンなどの微生物、有機物質などがあります。

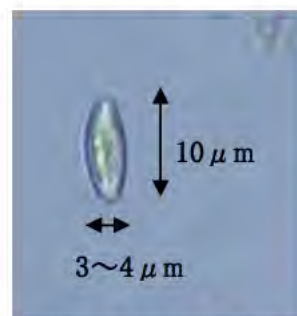


図1 単細胞性緑藻類

当該プールは25mの学校開放プールで、今年6月中旬に清掃・換水して使用を開始しました。水質検査はその約1か月後に行いました。検査の結果、濁度と一般細菌が水質基準を超過しました(表1)。表中のA、B、Cはそれぞれ採水ポイントを示しています。過去に過マンガン酸カリウム消費量や一般細菌が表1に示した数値程度のプールは複数ありましたが、濁度が基準超過になった例はありませんでした。

表1 水質検査結果

| 検査項目 | A(中央) | B(対角1) | C(対角2) | プール水質基準 |
|---------------------|-------|--------|--------|-------------------------|
| 一般細菌(cfu/mL) | 140 | *340 | 120 | 200cfu/mL以下 |
| 大腸菌群 | 不検出 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 過マンガン酸カリウム消費量(mg/L) | 3.1 | | | 12mg/L以下 |
| 濁度(度) | *2.9 | | | 2度以下 |
| 遊離残留塩素(mg/L) | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 0.4mg/L以上1.0mg/L以下が望ましい |

* : プール水質基準超過

このプール水は肉眼で薄く白濁していました。顕微鏡で観察したところ、単細胞性緑藻類(図1)が多数確認されたためこれが濁度基準超過の原因と考えられました。さらに血球計算盤を用いて計数したところ、このプール水中には約25,000個/mLの緑藻類が含まれていたことが判りました。

細菌や藻類に対する消毒のために塩素剤を加えますが、単細胞性緑藻類は塩素に適応性があります¹⁾。また、懸濁物質は塩素の消毒作用を妨害する為、遊離残留塩素が存在しても消毒効果が低下することもわかっています²⁾。このケースでも、遊離残留塩素はプール水質基準より高めの値でしたが、塩素に適応性を持つ単細胞性緑藻類が繁殖し、その結果、消毒効果が低下して一般細菌の基準超過につながったと考えられました。

このような塩素に適応性のある藻類の除去には、清掃及び乾燥が重要です。このプールでも再度清掃と換水を実施して再検査を行ったところ、表1の水質基準の全項目に適合しました。しかし、乾燥工程が実施出来なかった為、再検査の試料を遠心濃縮したものからも同様の緑藻類が少量確認されました。

今回のように塩素消毒だけでは除去しきれない微生物も存在します。その為、濁度の変動にも注意を払い適切にプールを管理していく必要性があります。

＜引用文献＞

¹⁾ Fukushima S. and Kanada S. (1999) : Effect of chlorine on periphytic algae and macroinvertebrates in a stream receiving treated sewage as maintenance water , Jpn. J. Limnol. , 60, 569-583

²⁾ 金子光美:水の消毒,財団法人日本環境整備教育センター,1997

【 水質・環境衛生担当 】

感染症発生動向調査委員会報告 10月

今月のトピックス

インフルエンザ、過去6年間に比べて最も早く増加の兆し、Aソ連型を検出。

ノロウイルスを含む感染性胃腸炎、例年より少し多く、集団発生もあり、流行期に向けて注意。

百日咳では、依然として20歳以上の報告が半数を占める。

【患者定点からの情報】

市内の患者定点は、小児科定点：84か所、内科定点：55か所、眼科定点：15か所、性感染症定点：26か所、基幹(病院)定点：3か所の計183か所です。なお、小児科定点は、インフルエンザと小児の13感染症とを報告します。内科定点はインフルエンザのみを報告します。従ってインフルエンザは、小児科と内科で、計139定点から報告されます。

平成19年9月17日から平成19年10月21日まで(平成19年第38週から第42週まで。ただし、性感染症については平成19年9月分)の横浜市感染症発生動向評価を、標記委員会において行いましたのでお知らせします。

全数報告疾患

< レジオネラ症 >

10月は1例の報告でしたが、4月以降毎月報告があり、今年度は現時点での合計が23例と、すでに昨年の3倍以上になっています。全国でも、第42週までの累計は516例と、昨年の報告数をこえています。(表参照)

レジオネラ症については、平成15年4月より、尿中レジオネラ抗原検査が保険適用になり、診断が迅速に出来るようになりました。しかし、レジオネラ肺炎は、早期に適切な治療(マクロライド系、ニューキノロン系、リファンピシンの投与等)を行わないと、症状が急激に悪化したり、致死的になる場合があります。高齢者や、糖尿病などの基礎疾患がある人は注意が必要です。また、肺炎患者においては、循環式浴槽やジャグジーなどの入浴施設の利用を確認する事も必要と思われます。

平成19年 週 - 月日対照表

| | |
|------|-----------|
| 第38週 | 9月17～23日 |
| 第39週 | 9月24～30日 |
| 第40週 | 10月 1～ 7日 |
| 第41週 | 10月 8～14日 |
| 第42週 | 10月15～21日 |

レジオネラ症の報告数の年別推移(2000年～2007年第42週)

| | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全国 | 154 | 86 | 167 | 146 | 161 | 281 | 514 | 516 |
| 神奈川県 | 2 | 2 | 4 | 6 | 6 | 19 | 26 | 36 |
| 横浜市(再掲) | - | - | 3 | 2 | 1 | 8 | 7 | 23 |

< 破傷風 >

三種混合を未接種の小児の報告がありました。横浜市での破傷風の報告は、2005年までは1例、2006年が2例です。2007年は、5月に1例、45歳の男性の報告がありました。全国での、2007年第42週までの累計は、77人で、そのうち60人が60歳以上で、19歳以下の報告は、横浜市のケース以外にはありません。

その他の疾患については、横浜市感染症発生動向調査全数情報をご覧ください。

(http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/eiken/infection_inf/report.html#zensu)

定点報告疾患

< インフルエンザ >

今年、例年よりかなり早く集団かぜによる学級閉鎖等が報告されています。神奈川県では、昨シーズンより3か月早く、相模原市で今シーズン初めての報告がありました。

(http://www.eiken.pref.kanagawa.jp/003_center/0304_influenza/files/071016_kisyahappyou.pdf)

横浜市では、第28週以後定点からの報告はありませんでしたが、40週、41週に1人ずつ、第42週には、21人の報告がありました。過去6年間と比べて、最も早く増加の兆しが見られています。

また、横浜市内の病原体定点の検体からは、昨シーズンは流行が見られなかったAソ連型が検出されており、今後の動向に、よく注意していく必要があります。

< RSウイルス感染症 >

例年、インフルエンザに先がけて流行が見られます。昨シーズンは、過去3年間に比べてかなり多く報告されました。今年、第37週以後報告が続き、第41週に5人、42週に3人と、少し目立ってきました。全国での報告数も、昨年より多い数で、増加傾向にあり、動向に注意が必要です。

平成19年 週 - 月日対照表

| | |
|------|-----------|
| 第38週 | 9月17～23日 |
| 第39週 | 9月24～30日 |
| 第40週 | 10月 1～ 7日 |
| 第41週 | 10月 8～14日 |
| 第42週 | 10月15～21日 |

< A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 >

例年、春季を中心とした流行の後に夏季には大きく低下し、また冬季の流行に向かって増加します。今年も、第34週に最低値となった後、増加傾向が続いており、第42週は定点あたり0.66でした。川崎市が1.0、神奈川県(横浜、川崎を除く)が0.95と、どちらも横浜より高くなっており、今後の動向に注意が必要と思われるます。

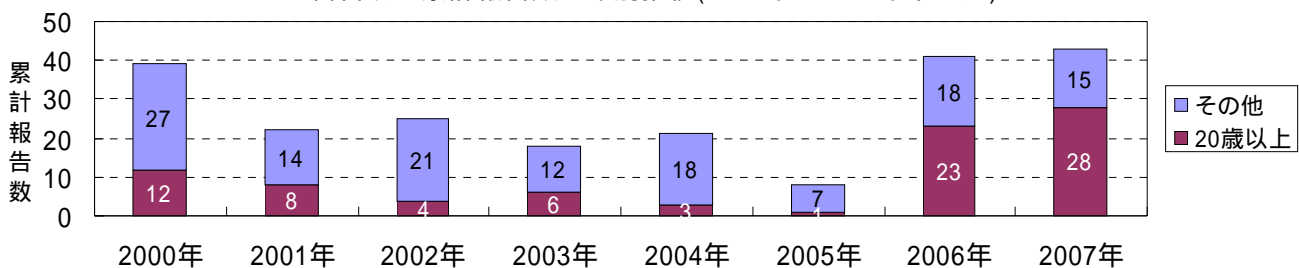
< 感染性胃腸炎 >

昨年は、10月末頃から増加し、12月に1999年以降最大の流行がありました。全国では、過去5年間の同時期と比べるとやや多く、第41週で定点あたり3.07でした。横浜市も過去5年間と比べて多く、第42週は3.18、また川崎市は5.41とかなり高く、これから冬の流行期に向けて、注意が必要です。

< 百日咳 >

今年、第42週までで43人の報告があり、20歳以上が多くなっています。第38週～42週での報告を見ると、9人のうち4人が20歳以上、あとは3歳が1人、1歳が2人、11ヶ月以下が2人でした。成人は、症状が典型的ではないために診断が見逃されやすく、感染源となって周囲へ感染を拡大してしまうこともあります。百日咳は、母体からの移行抗体が有効に働かないために、乳児早期から罹患する可能性があり、ことに生後6か月以下では重症化する危険性があるため、早めに予防接種を受けることをお勧めします。(三種混合ワクチンとして、生後3か月から接種できます。)

百日咳の累計報告数の年別推移(2000年～2007年第42週)



< 麻しん >

全国の小児科定点からの麻しんの患者報告数は、第39週が47人、40週が36人、41週が20人と、減少してきています。横浜市では、39週に3人、40週に2人、41週に3人の計8人の報告があり、うち、9か月の1人を除きすべて10代で、8人とも予防接種歴がありませんでした。

麻しんについては、油断することなく、次の流行時に適切な対応がとれるように準備しておく事が大切です。

(http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/eiken/infection_inf/2007nen/measles-sokuhou.pdf)

麻しんの予防接種については、単独ワクチンの1回接種から、2006年度より、麻しん風しん混合ワクチンによる2回接種に変わっています。また、麻しんの排除に向けて、来年4月より5年間、中1及び高3相当の年齢への定期接種が実施される(厚生労働省でパブリックコメント募集中; 下記参照) 予定です。

(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495070152&OBJCD=100495&GROUP>)

< 性感染症 >

性感染症は、診療科でみると産婦人科系(産婦)の11定点、および泌尿器科・皮膚科系(泌・皮)の15定点からの報告に基づいて集計されています。

9月は、尖圭コンジローマ以外の3つの感染症で、8月より増加しています。特に、性器クラミジア感染症の男性では、昨年よりも多く、15～19歳が2人報告されていました。

【病原体定点からの情報】

市内の病原体定点は、小児科定点:8か所、インフルエンザ(内科)定点:5か所、眼科定点:1か所、基幹(病院)定点:3か所、の計17か所を設定しています。検体採取は、小児科定点8か所を2グループに分け、4か所ごと毎週実施し、インフルエンザ定点は特に冬季のインフルエンザ流行時に実施しています。眼科と基幹定点は、対象疾患の患者から検体採取ができた時に随時実施しています。

衛生研究所から

< ウイルス検査 >

2007年10月に病原体定点から搬入された検体は、小児科定点27件(咽頭ぬぐい液)、眼科定点1件(結膜ぬぐい液)、基幹定点3件(咽頭ぬぐい液3件、髄液1件、血清1件)でした。患者の臨床症状別内訳は、小児科定点は気道炎20人、インフルエンザ2人、発熱のみ2人、ヘルパンギーナ1人、胃腸炎1人、発疹1人、眼科定点は流行性角結膜炎1人、基幹定点はインフルエンザ1人、血球貪食症候群の疑い1人、ウイルス性脳症の疑い1人でした。

11月9日現在、小児科定点のインフルエンザ患者2人からインフルエンザウイルスAH1型、気道炎患者1人からコクサッキーウイルスB5型、別の気道炎患者1人からヘルペスウイルス1型、発熱のみ患者1人からポリオウイルス2型、発疹患者1人からポリオウイルス3型が分離されています。

これ以外に、PCR検査では、小児科定点の気道炎患者6人からRSウイルス、別の気道炎患者1人からコクサッキーウイルスA10型、発熱のみ患者1人からコクサッキーウイルスA2型、胃腸炎患者1人からエコーウイルス25型の遺伝子が検出されています。また、インフルエンザウイルスAH1型が分離された患者1人からは、RSウイルスも遺伝子が検出されています。

基幹定点は、インフルエンザ患者1人からインフルエンザウイルスAH1型、血球貪食症候群の疑い患者1人からパレコウイルスがPCRで遺伝子が検出されています。

その他の検体は引き続き検査中です。

< 細菌検査 >

10月の感染性胃腸炎関係の受付は8菌株で腸管病原性大腸菌と毒素原性大腸菌が各1件検出されました。溶血性レンサ球菌咽頭炎の検体の受付は1件で検出されませんでした。

感染症発生動向調査における病原体検査10月

感染性胃腸炎

2007年10月

| 検査年月 | 10月 | | 2007年1～10月 | |
|----------|-----|----|------------|----|
| 定点の区別 | 小児科 | 基幹 | 小児科 | 基幹 |
| 件数 | | 8 | | 75 |
| 菌種名 | | | | |
| サルモネラ | | | | |
| 腸管病原性大腸菌 | | 1 | | 6 |
| 毒素原性大腸菌 | | 1 | | 4 |
| 組織侵入性大腸菌 | | | | |
| 腸管出血性大腸菌 | | | | 2 |
| 腸管凝集性大腸菌 | | | | |
| 黄色ブドウ球菌 | | | | |
| カンピロバクター | | | | |
| 不検出 | | 6 | 0 | 63 |

呼吸器感染症等

2007年10月

| 検査年月 | 10月 | | 2007年1～10月 | |
|------------|-------|----|------------|----|
| 定点の区別 | 小児科 | 基幹 | 小児科 | 基幹 |
| 件数 | 1 | | 12 | 2 |
| 菌種名 | | | | |
| A群溶血性レンサ球菌 | T3 | | | |
| | T4 | | 2 | |
| | T6 | | 1 | |
| | T12 | | 1 | |
| | T25 | | 1 | |
| | T型別不能 | | | |
| B群溶血性レンサ球菌 | | | 1 | |
| G群溶血性レンサ球菌 | | | | |
| インフルエンザ菌 | | | | |
| パラインフルエンザ菌 | | | | |
| 黄色ブドウ球菌 | | | | |
| 髄膜炎菌 | | | | 1 |
| 不検出 | 1 | | 6 | 1 |

T(T型別): A群溶血性レンサ球菌の菌体表面のトリプシン耐性T蛋白を用いた型別方法

【細菌担当】

由来別病原菌検出状況 10月

2007年10月

| 検体の種類 | 分離菌株数 | | | | | |
|------------|--------------------------------|-------|-----------|-------|------------------------|-----------------|
| | ヒト | | 環境 | | 食品 | |
| | 糞便、尿、咽頭ぬぐい液、 喀痰等 菌株による依頼を含む | | 河川水、河川底泥等 | | 食品、食品容器等のふきとり、 飲料水等 | |
| 菌種名 | 10月 | 1-10月 | 10月 | 1-10月 | 10月 | 1-10月 |
| コレラ O-1 | | | | | | |
| O-1以外 | | | | 14 | | |
| 赤痢菌 A | | | | | | |
| B | | 2 | | | | |
| C | | | | | | |
| D | | 5 | | | | |
| その他 | 1 | 2 | | | | |
| チフス菌 | | | | | | |
| パラチフスA菌 | | 2 | | | | |
| その他のサルモネラ | | | | | | |
| O4群 | 2 | 17 | | 1 | | 1 ^{*1} |
| O7群 | | 2 | | 1 | | |
| O8群 | | 1 | | | | |
| O9群 | | | | | | |
| O3,10群 | | | | 1 | | |
| その他 | | | | | | |
| 腸管病原性大腸菌 | 1 | 6 | | | | |
| 毒素原性大腸菌 | 1 | 47 | | | | |
| 組織侵入性大腸菌 | | | | | | |
| 腸管出血性大腸菌 | 4 | 80 | | | | |
| 腸管凝集性大腸菌 | | | | | | |
| 腸炎ビブリオ | | 17 | | | | 2 |
| 黄色ブドウ球菌 | 2 ^{*1} | 24 | | | | |
| カンピロバクター | 4 | 22 | | | | 3 |
| ウェルシュ菌 | 75 ^{*2} | 99 | | | 1 ^{*3} | 2 |
| A群溶血性レンサ球菌 | | 6 | | | | |
| B群溶血性レンサ球菌 | | 1 | | | | |
| レジオネラ菌 | 2 | 7 | | | | |
| その他 | | 2 | | 2 | | |
| 取り扱い件数 | 191 | | 0 | | 107 | |

*1 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌

*2 うちHobbs5型33株と、13型16株および型別不能26株はウェルシュ菌による食中毒事例（2事例）

*3 食中毒事例の残食(カレー)から検出された型別不能1株

【細菌担当】

残留農薬検査(4～9月分)

残留農薬検査について

当所では、市場に流通する農作物や食肉等の食品に残留する農薬について検査を行っています。平成18年5月29日より、残留農薬等の規格基準についてポジティブリスト制度^{*}が施行されました。現在では有機リン系農薬、有機塩素系農薬、ピレスロイド系農薬及び有機窒素系農薬の約90項目について検査を行っています。

1 国内産農作物

食品専門監視班から平成19年5月に搬入されたチンゲンサイ、キャベツ及び水菜各3検体の計9検体について残留農薬検査を行い、その結果を表に示しました。チンゲンサイ2検体からクロルフェナピル0.06ppm、シペルメトリン0.08ppmが検出され、水菜1検体からプロシモン0.23ppmが検出されましたが、いずれの農薬についても基準値を超えるものではありませんでした。

2 輸入農作物

食品専門監視班から平成19年5月に搬入された輸入農作物(かぼちゃ2検体及びブロッコリー、パプリカ、パイナップル及びしいたけ各1検体の計6検体)について残留農薬検査を行い、その結果を表に示しました。パプリカからアクリナトリン0.11ppm及びクロルフェナピル0.21ppmが検出されましたが、基準値を超えるものではありませんでした。

3 市内産野菜

横浜市内で生産されているいわゆる『横浜ブランド』農作物について、今年度は重点的に残留農薬検査を行うことになっています。食品専門監視班から平成19年7月に搬入された市内産なす5検体について検査を行った結果を表に示しました。なす1検体からテブフェンピラドが0.01ppm検出されましたが、基準値を超えるものではありませんでした。

4 中国産野菜等

中国産食品の安全性についてマスコミ等で大きくとりあげられ問題となったことを受けて、平成19年8月に中国産野菜について緊急に残留農薬検査を行いました。食品専門監視班から搬入された中国産の冷凍野菜・果実(アスパラガス2検体、ブロッコリー、さやいんげん、パプリカ、ほうれんそう、えだまめ、さといも、そらまめ及びライチ各1検体の計10検体)について、検査を行った結果を表に示しました。その結果、パプリカ1検体からクロルピリホス0.01ppm、プロシモン0.01ppm、 γ -BHC 0.004ppmが検出されました。また、ライチの場合はメタミドホスについて基準値を超える事例が見うけられることから、項目を追加して分析を行ったところ、0.02ppmが検出されました。いずれの農薬についても、基準値を超えるものではありませんでした。

^{*} ポジティブリスト制度

ポジティブリスト制度とは、食品中に残留する農薬等(動物用医薬品及び飼料添加物も含まれる)が一定量以上残留する食品の販売等を禁止する制度のことです。残留基準値が設定されている農薬については、その基準値以内での食品への残留は認めています。それ以外の残留基準値の設定されていない農薬

等の残留は原則として禁止されます。ただし、隣接する畑等からの農薬の飛散や、新規の農薬等の残留が考えられるため、残留基準値が設定されていない農薬等については一律基準値(人の健康を損なうおそれのない量として0.01ppm)を設定し、この値を超えた残留のある食品の販売等を全面的に禁止するという対応をとっています。

表 残留農薬検査結果 (H19年4～9月)

| 農作物 | 産地 | 検査 検体数 | 検出数 | 農薬名 | 検出値 (ppm) | 基準値 (ppm) |
|--------|-------------------|-----------|-----|----------|--------------|--------------|
| 国産農作物 | | | | | | |
| チンゲンサイ | 国産 | 3 | 1 | クロルフェナピル | 0.06 | 3 |
| | | | 1 | シペルメトリン | 0.08 | 5.0 |
| キャベツ | 国産 | 3 | 0 | | | |
| 水菜 | 国産 | 3 | 1 | プロシミドン | 0.23 | 5 |
| 輸入農産物 | | | | | | |
| かぼちゃ | メキシコ、 ニュージーランド | 2 | 0 | | | |
| ブロッコリー | アメリカ | 1 | 0 | | | |
| パプリカ | 韓国 | 1 | 1 | アクリナトリン | 0.11 | 1 |
| | | | 1 | クロルフェナピル | 0.21 | 1 |
| パイナップル | フィリピン | 1 | 0 | | | |
| しいたけ | 中国 | 1 | 0 | | | |
| 市内産野菜 | | | | | | |
| なす | 横浜市 | 5 | 1 | テブフェンピラド | 0.01 | 0.5 |
| 中国産野菜等 | | | | | | |
| アスパラガス | 中国 | 2 | 0 | | | |
| ブロッコリー | 中国 | 1 | 0 | | | |
| さやいんげん | 中国 | 1 | 0 | | | |
| パプリカ | 中国 | 1 | 1 | クロルピリホス | 0.01 | 0.5 |
| | | | 1 | プロシミドン | 0.01 | 5 |
| | | | 1 | -BHC | 0.004 | 2 |
| ほうれんそう | 中国 | 1 | 0 | | | |
| えだまめ | 中国 | 1 | 0 | | | |
| さといも | 中国 | 1 | 0 | | | |
| そらまめ | 中国 | 1 | 0 | | | |
| ライチ | 中国 | 1 | 1 | メタミドホス | 0.02 | 0.1 |

【 微量汚染物担当 】

衛生研究所WEBページ情報(その44)

横浜市衛生研究所ホームページ(衛生研究所WEBページ)は、1998年3月に開設され、感染症情報、保健情報、食品衛生情報、生活環境衛生情報等を市民にわかりやすく提供しています。

今回は、2007年9月のアクセス件数、アクセス順位及び2007年10月の電子メールによる問い合わせ、WEB追加・更新記事について報告します。

なお、アクセス件数については行政運営調整局IT活用推進課から提供されたデータを基に集計しました。

1 利用状況

(1) アクセス件数 (2007年9月)

2007年9月の総アクセス数は、226,049件でした。主な内訳は、感染症60.6%、食品衛生15.4%、保健情報7.5%、生活環境衛生3.3%、検査情報月報6.7%でした。

(2) アクセス順位 (2007年9月)

9月のアクセス順位(表1)は、「手足口病について」が第1位でした。

今年は、7月中旬から8月中旬にかけて流行がみられ、その後は減少していましたが、9月中旬ごろに増加し、全国でも、流行がみられた影響と思われます。

2位が「マイコプラズマ肺炎について」でした。

今年は、マイコプラズマ肺炎は、過去5年間と比較すると多い状態が続いており、全国でも、9月中旬から下旬にかけて増加がみられ、関心が高かったものと思われます。

3位が「性器クラミジア感染症について」、4位が「百日咳について」でした。百日咳は7年ぶりに流行し、(2000年に次ぐ大きな流行)特に成人患者の割合が増えている影響と考えられます。

今回、初めて「B群レンサ球菌(GBS)感染症について」が上位10位にはいりました。

表1 2007年9月 アクセス順位

| 順位 | タイトル | 件数 |
|----|-----------------------|--------|
| 1 | 手足口病について | 11,811 |
| 2 | マイコプラズマ肺炎について | 8,639 |
| 3 | 性器クラミジア感染症について | 7,446 |
| 4 | 百日咳について | 6,901 |
| 5 | EBウイルスと伝染性単核症について | 5,515 |
| 6 | ヘルパンギーナについて | 4,828 |
| 7 | サイトメガロウイルス感染症について | 4,073 |
| 8 | 大麻(マリファナ)について | 4,028 |
| 9 | 食品衛生情報 ちょっと専門的なデータシート | 2,908 |
| 10 | B群レンサ球菌(GBS)感染症について | 2,457 |

データ提供:行政運営調整局IT活用推進課

(3) 電子メールによる問い合わせ (2007年10月)

2007年10月にホームページのお問い合わせフォームを通していただいた電子メールによる問い合わせの合計は、3件でした(表2)。

表2 2007年9月 電子メールによる問い合わせ

| 内容 | 件数 | 回答部署 |
|----------------|----|-------|
| トキソプラズマ症について | 1 | 衛生研究所 |
| B群レンサ球菌感染症について | 1 | 衛生研究所 |
| クリプトコッカス症について | 1 | 衛生研究所 |

2 追加・更新記事 (2007年10月)

2007年10月に追加・更新した主な記事は、6件でした(表3)。

表3 2007年10月 追加・更新記事

| 掲載月日 | 内容 | 備考 |
|--------|--------------------------------|----|
| 10月1日 | インフルエンザワクチンについて | 更新 |
| 10月4日 | 感染症に気をつけよう | 追加 |
| 10月10日 | 横浜市内における蚊・カラス等のウエストナイルウイルス検査結果 | 更新 |
| 10月12日 | 横浜市感染症臨時情報【麻しん(はしか)、油断は禁物!】 | 追加 |
| 10月16日 | 横浜市人口動態統計資料(平成18年) | 追加 |
| 10月26日 | 高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生状況 | 更新 |
| 10月30日 | 百日咳について | 更新 |

【 感染症・疫学情報課 】